

育児期間中の会費免除に関する規程及び外国特別会員基本規程の改正規定の施行日及び適用日を定める件

2019年3月1日開催の臨時総会で可決された育児期間中の会費免除に関する規程及び外国特別会員基本規程の改正規定は、2019年10月1日から施行し、同月以降に出生した子の育児に適用する。

**【参考①】 育児期間中の会費免除に関する規程附則**

- 1 第二条の改正規定は、成立の日から起算して一年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行し、外国特別会員基本規程（会規第二十五号）第六十六条の二第三項で準用する場合を含め理事会で定める月以降に出生した子の育児に適用するものとし、同月前に出生した子の育児については、なお従前の例による。

**【参考②】 外国特別会員基本規程附則**

第六十六条の二第三項の改正規定は、成立の日から起算して一年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行し、理事会で定める月以降に出生した子の育児に適用するものとし、同月前に出生した子の育児については、なお従前の例による。